

2021年
4月~

36協定の届出は「はんこレス」になりました。

※時間外・休日労働に関する協定届

2021年4月から 36協定届の様式が新しくなりました。

36協定届における押印・署名の廃止

- ▶ 労働基準監督署に届け出る36協定届について、使用者の押印及び署名が不要となりました。
※記名はしていただく必要があります。

36協定の協定当事者に関する チェックボックスの新設

- ▶ 36協定の適正な締結に向けて、労働者代表(*)についてのチェックボックスが新設されました。
※労働者代表:事業場における過半数労働組合又は過半数代表者

36協定と36協定届を兼ねる場合の留意事項

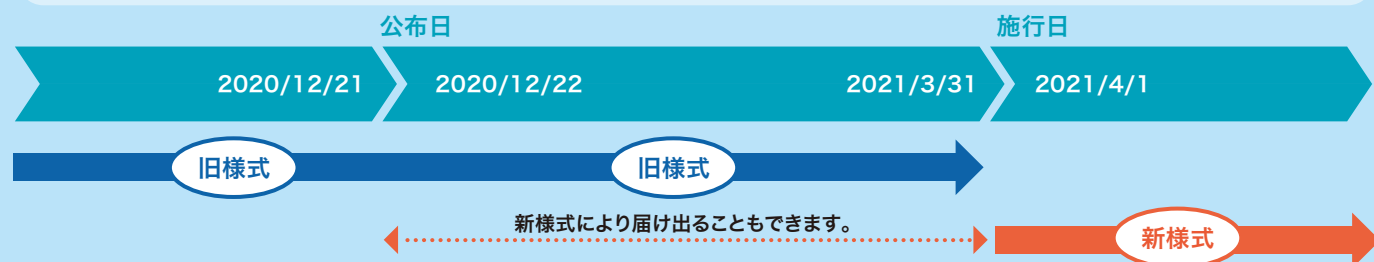
- ☑ 協定書を兼ねる場合には、使用者の署名又は記名・押印などが必要です。



過半数代表者の選任にあたっての留意事項

- ☑ 管理監督者でないこと
- ☑ 36協定を締結する者を選出することを明らかにした上で、投票、挙手等の方法で選出すること
- ☑ 使用者の意向に基づいて選出された者でないこと

新様式と旧様式の違いについて

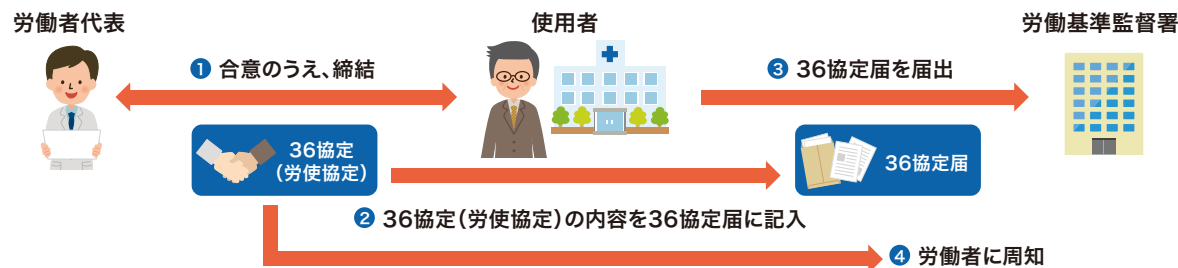


※施行日までの間であっても、押印又は署名がなくとも届け出ることができます。
※施行日以後は、旧様式に直接チェックボックスの記載を追記するか、チェックボックスの記載を転記した紙を添付して届け出ることができます。

Q 時間外・休日労働が生じるときはどうすればいいの？

- 1 労働者代表と使用者で合意のうえ、36協定(労使協定)を締結
- 2 36協定(労使協定)の内容を36協定届(様式第9号等)に記入
- 3 36協定届を労働基準監督署に届出
- 4 常時各作業場の見やすい場所への掲示や、書面の交付等の方法により、労働者に周知

電子申請による
届出が可能



相談
無料

愛知県医療勤務環境改善支援センターでは36協定届、1年単位の変形労働時間制に関するご相談も無料でっておりますのでお気軽にご連絡ください。

お問い合わせ

愛知県・愛知労働局 委託事業
愛知県医療勤務環境改善支援センター
(公益社団法人愛知県医師会)

〒460-0008 名古屋市中区栄4丁目3-26 昭和ビル6階
TEL 052-212-5766 FAX 052-212-5767
E-mail info@aichi-medsc.or.jp

ホームページでも情報公開中

右のQRコードを
読み取ってください。
<https://aichi-medsc.or.jp>



いきサポ愛知

第18号 2021.MAR

発行/愛知県医療勤務環境改善支援センター
公益社団法人愛知県医師会

非常勤医師にも宿日直勤務が許可!

厚生労働省は、令和3年2月18日付け通達により「(非常勤医師の)宿日直勤務を許可」することとし、各都道府県労働局長宛に発出しました。

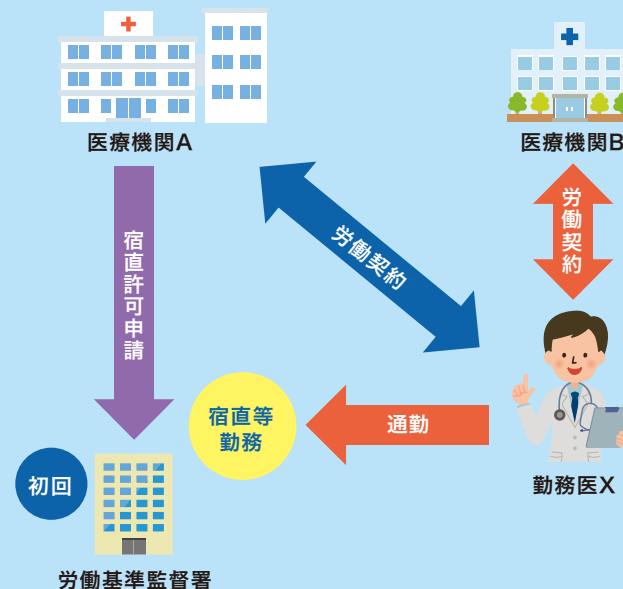
例 医療機関Aが、医療法第16条に基づく医師の宿直体制を確保するため、医療機関Bにおいて診察等通常の診療業務を行っている医師Xと労働契約を締結し、宿直等の断続的労働のみに従事させています。医師Xについては、事業場のみならず、使用者が異なるものですが、医療機関A及びBにおける全労働の態様に照らし、Aにおける宿直等の断続的労働が、労基則第23条の宿日直許可基準(昭和22年9月13日付け発基第17号及び令和元年7月1日付け基発0701第8号)を満たすものと認められる場合、宿日直許可されます。

これにより、副業として宿直等の断続的労働のみを行う医師(非常勤医師)については、宿日直許可がなされますので、医師の時間外労働の上限規制の対象から宿直等勤務時間は除外されることとなります。

この許可申請は、医療機関Aの所在地を管轄する労働基準監督署へ行ってください。

従来は、前記のような非常勤医師の宿日直勤務は許可されませんでした。

宿日直勤務の約7割が非常勤医師によって賄われ、時間外労働としてカウントされてきた医療界の現状からは、軽減されることとなります。



参考

医療法第16条「医業を行う病院の管理者は、病院に医師を宿直させなければならない。但し、病院に勤務する医師が、その病院に隣接した場所に居住する場合において、病院所在地の都道府県知事の許可を受けたときは、この限りではない。」と規定されています。

宿日直勤務させる場合には、労働者保護の観点から、特に、医師・看護師については以下が必要な条件です。

- 1 通常の勤務時間の拘束から完全に開放されたものであること
- 2 軽度又は短時間の業務に限ること
- 3 夜間に十分睡眠が取り得ること



医師の働き方改革 改正医療法の概要

今、通常国会に提案されている改正医療法の概要が分かりました。

改正の趣旨

医師の長時間労働等の状況に鑑み、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するため、医師の労働時間の短縮及び健康確保のための制度の創設、各医療関係職種の業務範囲の見直し等の措置を講ずるとともに、外来医療の機能の明確化及び連携の推進のための報告制度の創設、地域医療構想の実現に向けた医療機関の取組に関する支援の仕組みの強化等の措置を講ずるとしています。

現 状

医師の長時間労働

- 病院常勤勤務医の約4割が年960時間超、約1割が年1,860時間超の時間外・休日労働
- 特に救急、産婦人科、外科や若手の医師は長時間の傾向が強い

労務管理が不十分

- 36協定が未締結や、客観的な時間管理が行われていない医療機関も存在

業務が医師に集中

- 患者への病状説明や血圧測定、記録作成なども医師が担当

目指す姿

労務管理の徹底、労働時間の短縮により
医師の健康を確保する



全ての医療専門職それぞれが、自らの能力を活かし、
より能動的に対応できるようにする

質・安全が確保された医療を持続可能な形で
患者に提供

対策

長時間労働を生む構造的な問題への取組

医療施設の**最適配置**の推進
(地域医療構想・外来機能の明確化)

地域間・診療科間の**医師偏在**の是正

国民の理解と協力に基づく**適切な受診**の推進

医療機関内での医師の働き方改革の推進

適切な**労務管理**の推進

タスクシフト/シェアの
推進
(業務範囲の拡大・明確化)

行政による支援

- 医療勤務環境改善支援センターを通じた支援
- 経営層の意識改革(講習会等)
- 医師への周知啓発

時間外労働の上限規制と健康確保措置の適用 **一部、法改正で対応** (2024.4~)

地域医療等の確保

医療機関が医師の労働時間
短縮計画の案を作成

評価センターが評価

都道府県知事が指定

医療機関が
計画に基づく取組を実施

医療機関に適用する水準		年の上限時間	面接指導	休息時間の確保
A	一般労働者と同程度	960時間	義務	努力義務
連携 B	医師を派遣する病院	1,860時間		義務
B	救急医療等			
C-1	臨床・専門研修	1,860時間		
C-2	高度技能の修得研修			

2035年
度末を目標に
終了

医師の健康確保

面接指導

健康状態を医師が
チェック

休息時間の確保

連続勤務時間制限と
勤務間インターバル規制(または代償休息)

医療関係職種の業務範囲の見直し

医師が行っていた業務をその他の職種で行えるように法改正される予定です。

- 関係団体(全30団体)から「医師の働き方改革を進めるためのタスク・シフティングに関するヒアリング」を実施しました。
- ヒアリングで提案された業務のうち、「実施するためには法令改正が必要な業務」について、「医師の働き方改革を進めるためのタスク・シフト/シェアの推進に関する検討会」において、安全性の担保等の観点から、タスク・シフト/シェアの推進について検討しました。
- 下記について、法律改正により、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、救急救命士へのタスク・シフト/シェアを推進することで合意しました。
※いずれの行為についても、医師以外が行う場合は、医師の指示の下に行うことが前提です。

診療放射線技師

- ▶ RI検査のために、静脈路を確保し、RI検査医薬品を投与する行為、投与終了後に抜針及び止血する行為

	静脈路確保(約5分)	RI検査医薬品の投与(約1~5分)	撮像	抜針・止血(約5分)
改正前	医師・看護師	医師	医師・ 診療放射線技師	医師、看護師
改正後	診療放射線技師			

- ▶ 医師又は歯科医師が診察した患者について、その医師又は歯科医師の指示を受け、病院又は診療所以外の場所に出張して行う超音波検査

臨床検査技師

- ▶ 超音波検査において、静脈路を確保して、造影剤を接続し、注入する行為、当該造影剤の投与が終了した後に抜針及び止血する行為

	造影剤の注入(約3分)	超音波審査(約15分)	抜針・止血(約5分)
改正前	医師・看護師	医師・ 臨床検査技師	医師・看護師
改正後	臨床検査技師		

- ▶ 採血に伴い静脈路を確保し、電解質輸液(ヘパリン加生理食塩水を含む。)に接続する行為
- ▶ 静脈路を確保し、成分採血装置を接続・操作する行為、終了後に抜針及び止血する行為

臨床工学技士

- ▶ 手術室等で生命維持管理装置や輸液ポンプ・シリンジポンプに接続するために静脈路を確保し、それらに接続する行為
- ▶ 輸液ポンプやシリンジポンプを用いて薬剤(手術室等で使用する薬剤に限る。)を投与する行為、投与終了後に抜針及び止血する行為
- ▶ 心・血管カテーテル治療において、身体に電氣的負荷を与えるために、当該負荷装置を操作する行為
- ▶ 手術室で行う鏡視下手術において、体内に挿入されている内視鏡用ビデオカメラを保持し、術野視野を確保するために操作する行為

救急救命士

- ▶ 現行法上、医療機関に搬送されるまでの間(病院前)に重度傷病者に対して実施可能な救急救命処置について、**救急外来**※ においても実施可能とする。

※救急外来とは、救急診療を要する傷病者が来院してから入院(病棟)に移行するまで(入院しない場合は、帰宅するまで)に必要な診察・検査・処置等を提供される場のことを指します。